労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

1 趣旨

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有している。

しかしながら、現状をみると、労働時間の把握に係る自己申告制(労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。以下同じ。)の不適正な運用等に伴い、同法に違反する過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない状況もみられるところである。

このため、本ガイドラインでは、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにする。

2 適用の範囲

本ガイドラインの対象事業場は、労働基準法のうち労働時間に係る規定が適用される全ての事業場であること。

また、本ガイドラインに基づき使用者(使用者から労働時間を管理する権限の委譲を受けた者を含む。以下同じ。)が労働時間の適正な把握を行うべき対象労働者は、労働基準法第41条に定める者及びみなし労働時間制が適用される労働者(事業場外労働を行う者にあっては、みなし労働時間制が適用される時間に限る。)を除く全ての者であること。

なお、本ガイドラインが適用されない労働者についても、健康確保を図る必要があることから、使用者において適正な労働時間管理を行う責務があること。

3 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。 そのため、次のアからウのような時間は、労働時間として扱わなければならないこと。

ただし、これら以外の時間についても、使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については労働時間として取り扱うこと。

なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのいかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものであること。

- ア 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為(着用を義務付けられた所定の服装への着替え等)や業務終了後の業務に関連した後始末(清掃等)を事業場内において行った時間
- イ 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、 労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間(いわゆる「手 待時間」)
- ウ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の 指示により業務に必要な学習等を行っていた時間
- 4 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置
 - (1) 始業・終業時刻の確認及び記録 使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。
 - (2)始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法 使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいず れかの方法によること。
 - ア 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。
 - イ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎 として確認し、適正に記録すること。
 - (3)自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置 上記(2)の方法によることなく、自己申告制によりこれを行わざるを得ない場合、 使用者は次の措置を講ずること。

- ア 自己申告制の対象となる労働者に対して、本ガイドラインを踏まえ、労働時間 の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行 うこと。
- イ 実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、本 ガイドラインに従い講ずべき措置について十分な説明を行うこと。
- ウ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かに ついて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

特に、入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間の 分かるデータを有している場合に、労働者からの自己申告により把握した労働時間と当該データで分かった事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

エ 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を 労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているかについて確認 すること。

その際、休憩や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されていても、実際には、使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については、労働時間として扱わなければならないこと。

オ 自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものである。このため、使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設け、 上限を超える申告を認めない等、労働者による労働時間の適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと。

また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払 等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害す る要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合 においては、改善のための措置を講ずること。

さらに、労働基準法の定める法定労働時間や時間外労働に関する労使協定 (いわゆる 36 協定)により延長することができる時間数を遵守することは当然であるが、実際には延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、実際に労働時間を管理する者 や労働者等において、慣習的に行われていないかについても確認すること。

(4)賃金台帳の適正な調製

使用者は、労働基準法第 108 条及び同法施行規則第 54 条により、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと。

また、賃金台帳にこれらの事項を記入していない場合や、故意に賃金台帳に虚偽の労働時間数を記入した場合は、同法第 120 条に基づき、30 万円以下の罰金に処されること。

(5)労働時間の記録に関する書類の保存

使用者は、労働者名簿、賃金台帳のみならず、出勤簿やタイムカード等の労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第 109 条に基づき、3年間保存しなければならないこと。

(6) 労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。

(7)労働時間等設定改善委員会等の活用

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」対比表

<新>労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン (平成 29 年 1 月 20 日)

<旧>労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基 準(平成13年4月6日)

1 趣旨

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けて いることから、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に 管理する責務を有している。

しかしながら、現状をみると、労働時間の把握に係る自己申告制(労働者 が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。 以下同じ。)の不適正な運用等に伴い、同法に違反する過重な長時間労働や割 | るもの。以下同じ。)の不適正な運用に伴い、割増賃金の未払いや過重な 増賃金の未払いといった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に 管理していない状況もみられるところである。

(削除)

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設 けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間 を適切に管理する責務を有していることは明らかである。

しかしながら、現状をみると、労働時間の把握に係る自己申告制(労 働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握す 長時間労働といった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に 管理していない状況もみられるところである。

こうした中で、中央労働基準審議会においても平成12年11月30 日に「時間外・休日・深夜労働の割増賃金を含めた賃金を全額支払うな ど労働基準法の規定に違反しないようにするため、使用者が始業、終業 時刻を把握し、労働時間を管理することを同法が当然の前提としている ことから、この前提を改めて明確にし、始業、終業時刻の把握に関し て、事業主が講ずべき措置を明らかにした上で適切な指導を行うなど、 現行法の履行を確保する観点から所要の措置を講ずることが適当であ る。」との建議がなされたところである。

このため、本<u>ガイドラインでは</u>、労働時間の適正な把握のために使用者が 講ずべき措置を具体的に明らかにする。

2 適用の範囲

本<u>ガイドライン</u>の対象事業場は、労働基準法のうち労働時間に係る規定が 適用される全ての事業場であること。

また、本<u>ガイドライン</u>に基づき使用者(使用者から労働時間を管理する権限の委譲を受けた者を含む。以下同じ。)が労働時間の適正な把握を行うべき対象労働者は、<u>労働基準法第41条に定める者</u>及びみなし労働時間制が適用される労働者(事業場外労働を行う者にあっては、みなし労働時間制が適用される時間に限る。)を除く全ての者であること。

なお、<u>本ガイドラインが適用されない</u>労働者についても、健康確保を図る 必要があることから、使用者において適正な労働時間管理を行う責務がある こと。

3 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。そのため、次のアからウのような時間は、労働時間として扱わなければならないこと。

ただし、これら以外の時間についても、使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については労働時間として取り扱うこと。

なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の

このため、本<u>基準において</u>、労働時間の適正な把握のために使用者が 講ずべき措置を具体的に明らかにする<u>ことにより、労働時間の適切な管</u> 理の促進を図り、もって労働基準法の遵守に資するものとする。

1 適用の範囲

本<u>基準</u>の対象事業場は、労働基準法のうち労働時間に係る規定が適用 される全ての事業場とすること。

また、本<u>基準</u>に基づき使用者(使用者から労働時間を管理する権限の 委譲を受けた者を含む。以下同じ。)が労働時間の適正な把握を行うべき 対象労働者は、<u>いわゆる管理監督者</u>及びみなし労働時間制が適用される 労働者(事業場外労働を行う者にあっては、みなし労働時間制が適用さ れる時間に限る。)を除くすべての者とすること。

なお、<u>本基準の適用から除外する</u>労働者についても、健康確保を図る 必要があることから、使用者において適正な労働時間管理を行う責務が あること。

(新設)

定めのいかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたもの と評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。ま た、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうか は、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされてい た等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものであること。

- ア 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為(着用を 義務付けられた所定の服装への着替え等)や業務終了後の業務に関連した 後始末(清掃等)を事業場内において行った時間
- イ 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間(いわゆる「手待時間」)
- ウ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使 用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間
- 4 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置
- (1) 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に<u>把握</u>するため、労働者の労働日ごとの始業・ 終業時刻を確認し、これを記録すること。

- 2 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置
- (1) 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に<u>管理</u>するため、労働者の労働日ごとの始業・ 終業時刻を確認し、これを記録すること。

(2) 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次 のいずれかの方法によること。

- ア 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。
- イータイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記↓イータイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎として確認し、 録を基礎として確認し、適正に記録すること。
- (3) 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置 上記(2)の方法によることなく、自己申告制によりこれを行わざるを得 ない場合、使用者は次の措置を講ずること。
- ア 自己申告制の対象となる労働者に対して、本ガイドラインを踏まえ、労 働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十一 分な説明を行うこと。
- 実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含 め、本ガイドラインに従い講ずべき措置について十分な説明を行うこと。
- ウ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか 否かについて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正を すること。

- (2) 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法 使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則とし
- アー使用者が、自ら現認することにより確認し、記録すること。

て次のいずれかの方法によること。

- 記録すること。
- (3) 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措
- 上記(2)の方法によることなく、自己申告制によりこれを行わざる を得ない場合、使用者は次の措置を講ずること。
- ア 自己申告制を導入する前に、その対象となる労働者に対して、労働 時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて 十分な説明を行うこと。

(新設)

イ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致している か否かについて、必要に応じて実態調査を実施すること。

特に、入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間の分かるデータを有している場合に、労働者からの自己申告により把握した労働時間と当該データで分かった事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

工 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由 等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているかにつ いて確認すること。

その際、休憩や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されていても、実際には、使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については、労働時間として扱わなければならないこと。

オ 自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものである。このため、使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に 上限を設け、上限を超える申告を認めない等、労働者による労働時間の適 正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと。

また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額 払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻 害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっ ている場合においては、改善のための措置を講ずること。

さらに、労働基準法の定める法定労働時間や時間外労働に関する労使協 定(いわゆる36協定)により延長することができる時間数を遵守すること (2パラ目については新設)

(新設)

力 労働者の労働時間の適正な申告を阻害する目的で時間外労働時間数 の上限を設定するなどの措置を講じないこと。また、時間外労働時間 の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る 事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合 においては、改善のための措置を講ずること。

(3パラ目については新設)

は当然であるが、実際には延長することができる時間数を超えて労働して いるにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、実際に 労働時間を管理する者や労働者等において、慣習的に行われていないかに ついても確認すること。

(4) 賃金台帳の適正な調製

使用者は、労働基準法第 108 条及び同法施行規則第 54 条により、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと。

また、賃金台帳にこれらの事項を記入していない場合や、故意に賃金台帳に虚偽の労働時間数を記入した場合は、同法第120条に基づき、30万円以下の罰金に処されること。

(5) 労働時間の記録に関する書類の保存

使用者は、労働者名簿、賃金台帳のみならず、出勤簿やタイムカード等の 労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第109条に基づき、3年間 保存しなければならないこと。

(6) 労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。

(新設)

(4) 労働時間の記録に関する書類の保存

労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第 109 条に基づき、3 年間保存<u>する</u>こと。

(5) 労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。

(7) 労働時間等設定改善委員会等の活用

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等 設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の 上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。

(6) 労働時間等設定改善委員会等の活用

事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。